

令和 5 年 5 月 2 日

保護者様

岡山県立倉敷南高等学校
校 長 平野 わかば

新型コロナウイルス感染症の対応について

新緑の候、保護者の皆様にはますます御清祥のこととお喜び申し上げます。日頃より本校教育活動に御理解・御協力いただき感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症への移行に伴う学校における 5 月 8 日以降の対応について、次にまとめましたので御確認いただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 平時から求められる感染症対策について

- (1) 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をしないようにしてください。
- (2) 手洗い等の手指衛生について、登校時や外から教室に入る時やトイレの後、昼食の前後など、流水と石けんでのこまめな手洗いをお願いします。
- (3) 学校教育活動においては、生徒及び教職員に対して、マスクの着用を求めないことを基本とします。ただし、感染流行時には、教職員がマスクを着用する又は生徒に着用を促すことも考えられますが、その場合にも、マスクの着用を強いることはありません。

2 出席停止の取扱いについて

- (1) 学校保健安全法施行規則第 19 条に基づく出席停止

ア 新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の出席停止の期間の基準は、学校保健安全法施行規則第 19 条第 2 号により、「発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで」を基準とし、新型コロナウイルス感染症においては、出席停止の期間を短縮することは、基本的に想定されません。

なお、出席停止期間の起算日は、保護者からの連絡により発症日を確認し、発症した翌日を 1 日目として判断します。

※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

イ 濃厚接触者として特定は行われないこととなり、同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した生徒や、学校で新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった生徒のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした場合でも、濃厚接触者に準じた取扱いはしません。

ウ 生徒に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がみられる場合、及び同居の家族に未診断の発熱等の症状がみられる場合は、原則、出席停止の措置は取りません。ただし、場合によって、校長の判断により、出席停止の措置を講じることがあります。

- (2) 感染が確認された児童生徒が出席停止の期間を経て、登校するに当たっては、医療機関発行の治癒証明及び陰性証明は必要ありません。本校ホームページに掲載予定の罹患報告書を提出してください。発症から10日を経過するまでは、当該生徒に対してマスクの着用を推奨いたします。